

上市町体育施設条例

昭和58年10月 1 日条例第28号

改正

昭和60年 3 月30日条例第13号

平成元年 3 月27日条例第14号

平成 8 年 6 月25日条例第13号

平成 9 年 3 月25日条例第15号

平成12年 3 月27日条例第13号

平成13年 9 月 7 日条例第23号

平成14年 6 月14日条例第17号

平成20年 3 月31日条例第12号

平成23年 3 月18日条例第 4 号

平成26年 3 月20日条例第 8 号

平成27年 3 月23日条例第17号

平成28年12月16日条例第31号

令和 4 年 3 月22日条例第 7 号

上市町体育施設条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町民の健康増進とスポーツの振興を図るため社会体育施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上市町民総合グラウンド	上市町湯上野590番地
上市町武道館	上市町稗田字松ノ下35番地 3
上市町 B & G 海洋センター体育館	上市町旭町1524番地
上市町民体育館	上市町湯上野599番地
弓庄コミュニティスポーツセンター	上市町横越字下出戸 1 番地 7
上市町体育センター	上市町稗田字松ノ下35番地 3

(管理)

第3条 体育施設は、常に良好な状態で管理し、最も効率的に運用しなければならない。

(職員)

第4条 体育施設には、必要な職員を置く。

(利用の承認)

第5条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ上市町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認に体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第6条 教育委員会は、体育施設を利用しようとする者が当該施設において次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認をしないものとする。

- (1) 体育施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 体育施設又は備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とするものであると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第5条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例に基づく承認の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定の適用により利用者が損害を受けても、上市町はその賠償の責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、承認を受けた目的以外に利用し、又はその全部若しくはその一部を他の者に転貸してはならない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表第1に規定する使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第10条 町長は、特別な理由があると認める場合は、別表第2に規定する基準により使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、体育施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第7条第1項の規定により利用の承認の取消し又は利用の制限若しくは停止を命ぜられたときも同様とする。

(事故の責任)

第13条 上市町は、施設の設置又は管理の瑕疵によるもののほかは体育施設の利用による事故の責任を負わないものとする。

(損害賠償等)

第14条 利用者は、故意又は過失により体育施設、備品等を損傷又は滅失したときはこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 上市町民体育施設条例（昭和49年上市町条例第19号）及び上市勤労者体育センターの管理運営に関する条例（昭和56年上市町条例第3号）は、廃止する。

附 則（昭和60年3月30日条例第13号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月27日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年6月25日条例第13号）

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日条例第15号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第13号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月7日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年6月14日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成14年3月22日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成22年7月26日から適用する。

附 則（平成26年3月20日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行し、平成25年12月6日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上市町体育施設条例の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の承認に係る使用料について適用し、同日前に行う利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月23日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月16日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 3 用具の表を別表第1 4 用具の

表とし、別表第1 2 照明施設の表の次に1表を加える改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則（令和4年3月22日条例第7号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

1 体育施設

単位：円

施設名	区分			料金	
				町内の居住者及び町内事業所への在勤者	その他
上市町民体育館	アリーナ	個人	1回2時間まで	60	120
上市町B&G海洋センター体育館		団体		720	1,440
上市町武道館	ミーティングルーム等	大会（行事）	1回	4,000	8,000
弓庄コミュニティスポーツセンター				有料	1,500
上市町体育センター		無料			
上市町民総合グラウンド	個人		1回2時間まで	無料	120
	団体				1,440
			超過時間1時間	720	
	大会（行事）		1回	4,000	8,000
				無料	無料

備考

- 1 町内居住の中学生以下は、無料とする。
- 2 団体とは、使用料の納付対象者が12人以上又は教育委員会に登録した利用者とする。
- 3 スポーツ活動以外の目的で利用する場合は、倍額とする。ただし、町内の居住者及び町内事業所への在勤者が上市町民総合グラウンドを利用する場合は、「その他」の額とする。

4 「有料」とは大会、行事等において入場料その他これに類するものを徴収して入館させる場合又は商品等の購入の際、引換えに頒布される招待券その他これに類するものにより入館させる場合をいう。

5 「無料」とは、「有料」以外のものをいう。

6 「超過時間1時間」とは、「1回2時間まで」までを超える時間で、教育委員会が承認した時間をいう。

7 利用時間1時間未満の端数は、1時間として計算する。

8 利用時間を短縮した場合においても、使用料は減額しない。

2 照明施設

単位：円

施設名	区分		料金	
			町内の居住者及び町内事業所への在勤者	その他
上市町民総合グラウンド照明施設	1時間につき	スポーツ活動	800	1,600
		スポーツ活動以外	1,600	3,200

3 付属設備

単位：円

設備名	区分		料金	
			町内の居住者及び町内事業所への在勤者	その他
上市町武道館冷暖房設備	1時間につき	スポーツ活動	600	1,200
		スポーツ活動以外	1,200	2,400
上市町B&G海洋センター体育館クライミングウォール設備	1人1回につき	中学生以下	200	300
		一般	400	600
グウォール設備	大会（行事）	有料	20,000	30,000
	1回につき	無料	7,500	11,200

備考

- 1 上市町武道館冷暖房設備において、利用時間1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 上市町B&G海洋センター体育館クライミングウォール設備において、次のとおりとする。
 - (1) 1回の利用は2時間とし、利用時間を短縮した場合においても、使用料は減額しない。
 - (2) 設備の使用料は、体育施設の個人又は団体の使用料を含む。
 - (3) 「有料」とは、大会、行事等において入場料その他これに類するものを徴収して入館させる場合又は商品等の購入の際、引換えに頒布される招待券その他これに類するものにより入館させる場合をいう。
 - (4) 「無料」とは、「有料」以外のものをいう。

4 用具

用具	料金
バドミントンラケット	100円／本
バドミントンシャトル	100円／個
フレッシュテニスラケット	100円／本
フレッシュテニスボール	100円／2球
卓球ラケット	100円／本
卓球ボール	100円／3個
ビーチボール	200円／球
クライミング用シューズ	100円／足

別表第2（第10条関係）

区分	減免する割合
町又は教育委員会が主催する行事である場合	10割
学校教育活動として利用する場合	
障害者がスポーツ活動として利用する場合	
教育委員会が認めた社会教育団体はその目的のために利用する場合	5割
その他特に町長が相当の理由があると認めた場合	10割又は町長が相当と認める割合